

特定個人情報保護評価書（地方税の賦課徴収等に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）

令和8年1月から市民税・県民税（個人住民税）に係る電子申告が始まる予定です。この電子申告により市民の皆様の利便性が向上する一方で、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を取り扱うため、プライバシー等の保護の観点から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により制度上の保護措置の1つである特定個人情報保護評価を行うことが義務づけられています。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを分析し、適切な措置を講ずることを宣言するものです。

また、一定規模以上の事務については、当該評価実施前に評価書の素案を公表し、広く市民の意見を求めるとともに第三者機関の点検を受けることとされていますので、この評価書案について、パブリックコメント（意見募集）を実施します。ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

件名	特定個人情報保護評価書（地方税の賦課徴収等に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）
評価書の変更内容	令和8年1月から市民税・県民税（個人住民税）について、電子申告ができるようになり、そのリスク対策として講じる所要の措置を追加するもの
募集期間	令和7年6月9日（月曜日）から 令和7年7月8日（火曜日）まで
閲覧方法	◇紙面での閲覧が可能な場所 ・市庁舎（2階市民税課、2階情報公開コーナー） ・各支所、各市民サービスセンター ◇前橋市のホームページ（電子ファイルにて公表）
意見の提出方法	次の1～3のいずれかにより提出してください。（1及び2は、別紙様式に必要事項を記入し、提出してください。）なお、郵送以外は、 <u>令和7年7月8日（火）必着となります</u> ので、ご注意ください。 1 電子メールにより提出する方法 【メールアドレス】siminzei@city.maebashi.gunma.jp 2 郵送により提出する方法（令和7年7月8日（火） <u>当日消印有効</u> ） 【提出先】 〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12-1 前橋市役所 市民税課 宛て 3 紙面の閲覧可能な場所の窓口直接提出する方法
その他	◇提出の際は、住所・氏名を必ず記入してください。 ◇ご意見は、市の考え方を整理して公表しますが、個別には回答しかねますのでご了承ください（公表の際、ご意見以外の内容（氏名・住所）は公表しません）。 ◇意見提出のできる方は、次のとおりです。 ・本市に住所又は勤務先がある人 ・本市の学校に在学する人 ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者
問い合わせ先	前橋市役所 市民税課 個人市民税係 電話 027-898-6204